

平成 29 年産果樹共済（ぶどう、もも、すもも）の共済金 支払いについて

山梨県農業共済組合（NOSA I 山梨）は平成 29 年産の被害に対して、次のとおり共済金を被害農家に支払います。

1 共済目的の種類（樹種）別の共済金支払内容

	年 産	戸数（戸）	支払共済金（円）
ぶどう	H29	516	167,403,870
	（参考）H28	241	49,820,980
	対比	214.1%	336.0%
もも	H29	80	9,147,480
	（参考）H28	180	21,490,240
	対比	44.4%	42.6%
すもも	H29	143	14,527,800
	（参考）H28	88	5,142,040
	対比	162.5%	282.5%
総合計	H29	739	191,079,150
	（参考）H28	509	76,453,260
	対比	145.2%	249.9%

※かき、りんごについては翌年 1 月に決定し、支払われる予定です。

29 年産のぶどう・もも・すももの共済金支払総額は、1 億 9,100 万円余りとなり、過去 10 年間で最も多い支払額となった。

特に、ぶどうにおける共済金は、ぶどう・もも・すももの 3 樹種総合計の約 87.6% を占める支払いとなった。^{おそぐされびょう}晩腐病や長雨による裂果が発生したため、過去 10 年間で最も多い支払額となった。

ももについては特に大きな被害はなく、過去 10 年間で 2 番目に少ない支払額となった。

すももにおける共済金は、開花期の天候不順による結実不良が発生し、昨年を大きく上回ったものの、過去 10 年間で 6 番目の支払額となった。

2 支払年月日 平成 29 年 12 月 25 日から

3 共済金の支払い対象者等

共済金の支払いは 29 年産果樹共済に加入し、規定の減収割合に達した組合員が対象となります。

減収量が基準収穫量の 3 割（樹園地総合短縮方式は 4 割）を超過したとき、その超過した減収量に応じて共済金が支払われます。

4 主な被害の概況

(1) ぶどう

本年のぶどうにおいては、7 月下旬以降の降雨により遅場地域を中心に晩腐病が発生し、大きな被害となった。その他、高温・乾燥による着色不良や、長雨による裂果などが発生した。

主な被害については以下のとおりである。

① 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕7 月が高温・乾燥で経過した後、7 月下旬から 9 月下旬にかけては前線や低気圧、台風などの影響により降雨が続いたことにより、大房系品種を中心に裂果が発生した。

② 病害

〔内容〕7 月下旬から 9 月下旬にかけての降雨等により、遅場地域の巨峰・ピオーネを中心に晩腐病が発生した。

③ 高温・乾燥害

〔内容〕6 月上旬から 7 月下旬にかけて高温・乾燥となり、この時期に着色期を迎えていたデラウェアや大房系品種に着色不良が発生した。

(2) もも

本年のももについては、5 月下旬から 6 月下旬にかけて高温・乾燥状態となり、この時期に果実肥大期を迎えていた早生品種で生育不良（小玉果）が発生した。その他、着色期の高温による着色不良や、7 月下旬以降の降雨による裂果が発生した。

主な被害については以下のとおりである。

① 干害

〔内容〕5 月下旬から 6 月下旬にかけて高温・乾燥状態が続き、この時期に果実肥大期を迎えていた早生品種が十分に肥大せず、減収となった。

② 雨害湿潤害

〔内容〕7 月が高温・乾燥で経過した後、7 月下旬から前線や低気圧、台風などの影響により降雨が続いたことにより、裂果が発生した。

③ 高温・乾燥害

〔内容〕7 月上旬から下旬にかけては降雨がほとんどなく、高温・乾燥状態となった。この時期に着色期を迎えていた園では、着色不良が発生した。

(3) すもも

本年のすももについては、3月下旬から4月上旬にかけての天候不順により、結実不良が発生した。また、6月2日の強風による落果・傷果や、5月から6月にかけての高温・乾燥による生育不良が発生した。

主な被害については、以下のとおりである。

① 結実不良

〔内容〕3月下旬から4月上旬にかけては、低温や強風、降雨などにより受粉作業に適した日が少なかった。そのため、この時期が人工授粉に適期であった園では結実不良が発生した。

② 風害

〔内容〕6月2日に県内各地で強風が吹き、落果や傷果が発生した。甲府地方気象台では最大瞬間風速22.9m/sだった。

③ 高温・乾燥害

〔内容〕5月下旬から6月下旬にかけて高温・乾燥状態が続き、この時期に果実肥大期を迎えていた早場地域では果実が十分に肥大せず、減収となった。

5 近年の共済金支払いの経過

樹種	過去10年の支払共済金との比較
ぶどう	29年産のぶどうの支払共済金は、過去10年間で最も多い支払額となった。ぶどうの過去10年間の平均額（約8,100万円）を大きく超える額となった。
もも	29年産のももの支払共済金は、過去10年間で2番目に少ない支払額となった。ももの過去10年間の平均額（約2,700万円）も大きく下回っており、被害の少ない年であったと言える。
すもも	29年産のすももの支払共済金は、過去10年間で6番目の支払額となり、すももの過去10年間の平均額（約2,000万円）を若干下回る額となった。

6 本県で実施している果樹共済の種類

本県で現在実施している果樹共済の種類は次のとおりです。

- (1) 半相殺減収総合一般方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、かき）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (2) 半相殺減収総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (3) 樹園地単位総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、

発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります)

- ・ 園地単位で減収量を算定
- (4) 樹園地単位特定危険方式(共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご)
- ・ 暴風雨、ひょう害、凍霜害の3つの自然災害に限定した共済(各災害単独の方式と、暴風雨とひょう害のセット方式、3つの災害のセット方式の合計5種類の方式)
 - ・ 園地単位で減収量を算定

7 果樹共済の加入申込について

現在、30年産の半相殺減収総合短縮方式、樹園地単位総合短縮方式、樹園地特定危険方式の加入申込みを受け付けています。同時に31年産半相殺減収総合一般方式についても受け付けています。

ただし、果樹共済制度の見直しにより、樹園地単位総合短縮方式と樹園地特定危険方式については、30年産で申込受付を終了します。31年産からは、半相殺減収総合一般方式か半相殺減収総合短縮方式への切り替えをお願いしています。

加入する樹種については、すべての園地を申込みする必要があります。

お問合せ
山梨県農業共済組合 本所 (NOSA I 山梨)
Tel 228-4711 事業2課